

08477P-00

2020
年度版

TAC 行政書士講座

みんなが欲しかった！

の 5年過去問題集 行政書士

民法
債権法・相続法
改正
対応



覚える内容と捨てる内容
内容が一目瞭然！

平成27年度から
令和元年度の本試験問題を
新しい年度順に収録 **+** 問題編と
解答解説編の2分冊
で使いやすい

TAC出版
TAC PUBLISHING Group

はじめに

本書は、平成27年度から令和元年度までの行政書士試験を再現し、新しい順番に並べたうえで、解答解説を付したものです。

資格試験の学習において、一般に、過去の本試験問題を解くことは実力アップの最も効果的な方法だといわれています。行政書士試験もその例にもれません。

しかし、ただ漫然と過去問題を解いているだけでは、いわれるほどの効果は上がらないのも事実です。やはりそこには「出題傾向分析」が必要であり、過去問題集の使い方にもそれなりの工夫が求められます。過去問題を解く上での基本は、出題傾向を探り、繰り返し出題されるポイントをおさえ、自分にとっての難易度を確認することです。そして、参考書などを使って、自分の不得意分野を克服することです。このような学習を心がけていけば、いつの間にか本書は、あなた専用の立派な『予想問題集』に変身していることでしょう。

そのように本書を活用された方々は、必ずや行政書士試験に合格するであろうと、固く信じています。そして何よりもあなたの合格を心から願うものです。

TAC行政書士講座

本書は、令和元年12月現在の施行法令および令和元年12月現在において令和2年4月1日までに施行される法令に基づいて作成しております。

なお、本書刊行後、令和2年4月1日施行の改正法令が成立した場合は、下記ホームページの法改正情報コーナーに、法改正情報を掲載いたします（令和2年4月下旬予定）。

TAC出版書籍販売サイト「Cyber Book Store」

<https://bookstore.tac-school.co.jp/>

本書の特長と使い方

本書には、平成27年度（2015年度）～令和元年度（2019年度）の行政書士本試験問題および解答解説を、新しい年度からの順番に並べ替えて、「問題編」「解答解説編」の2分冊で収録してあります。本書をしっかりとこなして、合格レベルの実力をしっかりと養ってください。

問題文の表記が、出題当時のものと異なったり、解答が変わっているものもありますが、法改正を反映させて、学習効率を考えたいことですので、ご了承ください。

問題25 次に挙げる行政に関連する法令の規定の空欄「ア」～「エ」に当てはまる語句の組合せとして、正しいものはどれか。

*問題文の内容を一部修正した。

行政不服審査法 第21条 第1項 審査請求をすべき行政庁が処分等と異なる場合における審査請求は、処分庁等を経由して行うことができる。

(以下略)

第3項 第1項の場合における審査請求期間の計算については、処分庁に審査請求書を提出し、又は処分庁に対し当該事項を陳述した時に、処分についての審査請求があったものと「ア」。

行政事件訴訟法 第7条 行政事件訴訟に関し、この法律に定めがない事項については、「イ」。

行政事件訴訟法 第36条 無効等確認の訴えは、当該処分又は裁決に続く処分により損害を受けるおそれのある者「ウ」当該処分又は裁決の無効等の確認を求めるにつき法律上の利益を有する者で、当該処分「エ」裁決の存否又はその効力の有無を前提とする現在の法律関係に関する訴えによつて目的を達することができないもの限り、提起することができる。

- | | ア | イ | ウ | エ |
|---|------|------------|-----|------|
| 1 | 推定する | 民事訴訟の例による | その他 | 及び |
| 2 | 推定する | 民事訴訟法を準用する | 及び | 若しくは |

本試験問題の中には、必ずおさえておきたい内容と、あまり必要でない内容が混在しています。本書では、文章理解を除く五肢択一式問題に、必ずおさえておきたい内容に「**覚**」、必要でない内容に「**捨**」とのアイコンを、解答解説に掲載しています。問題番号にアイコンが付されているときは問題全体、選択肢にアイコンが付されているときは選択肢ごとという意味です。

〈解答解説編（復習するとき）〉

覚 …解説をじっくり読んで内容を理解したうえで覚えてください

捨 …無視してしまってもよいです

文章理解を除く問題に、出題ポイントとして、問題を解くときの注意点、解法テクニック、出題意図などを記載しています。

各解答に記載されている正答率は、TAC行政書士講座データリサーチ（本試験直後に実施する解答採点サービス）の結果、算出された数字を基にしています。他の受験生の出来不出来を参考にしてください。

法令等 [問題1～問題40は択一式（5肢択一式）]

基礎法学

問題 1 裁判員制度 **覚**

正解 1 正答率 69%

出題ポイント

裁判員制度を理解しているかどうかを問う問題です。陪審制・参審制とあることから空欄工に入る語句を国民と判断できるかどうか、本問のポイントです。

まず、2段落目の2行目後半に、「**エ**」が直接司法に参加することにより、……陪審制が参審制が採用されていた」という記述があるところ、陪審制・参審制はいずれも国民が司法に参加する制度であることから、**エ**には選択肢の「法曹」ではなく、**国民**が入ることが分かります。この時点で肢の2と4は正解ではないこととなります。残りの選択肢1、3、5の**イ**、**ウ**の用語が共通ですから、**ア**を検討します。

以上を踏まえ再度2段落目の4行目の記述を読むと、「**エ**（国民）が直接司法に加えることにより、……欧米の**ア**」国家の多くにおいて陪審制が参審制が採用されていた」とあります。これらの文脈から、国民の司法参加により、司法への民主的コントロールをすることだと判断できますので、**ア**には「**国民**」が入ります。以上から、**ア**—**民主主義**、**イ**—**法的専門性**、**ウ**—**裁判員制度**、**エ**—**国民**となり、肢1が正解となります。

TAC行政書士講座の講師・スタッフによる解説を、重要ポイントにしばって、まとめ直しました。知識定着が不安な内容は、じっくりと読み込んで、必ず“モノ”にしてください。

問題 2 法律の形式

正解 1 正答率 46%

出題ポイント

「条」「項」「号」の使い方を理解しているかどうかを問う問題です。組み合わせ問題なので、正誤の判断がつく記述を見つけ次第、選択肢の絞込みをしましょう。

ア × **覚**
法律は「**条**」を基本的単位として構成され、漢数字により番号を付けて条名し、見出しを付けるのが原則です。したがって、本記述は妥当でない記述となり

付属の赤シートで解答・解説を隠して学習することができるので、とても便利です。

とっても便利！ 2冊にバラして使える!!

セパレートBOOK形式

『みんなが欲しかった！行政書士の5年過去問題集』は、かなりページ数が多いため、「問題と解答解説を分けて使いたい」という方もいらっしゃると思います。

そこで、本書は2分冊とし、分解して使うことができるつくりにしました。

第1分冊：問題編（令和元年度～平成27年度）

第2分冊：解答解説編（令和元年度～平成27年度）

分けて使いたい人：次のページのように本を分解して使用できる！

全科目をまとめて持ち歩きたい人：ばらさず一冊で使える！

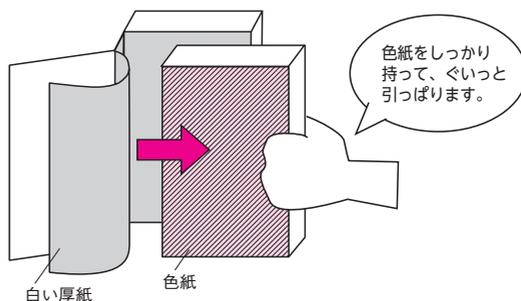
読者のみなさんは自分が使いやすいように、本を自由にカスタマイズして、自分だけの「本当に欲しかった過去問題集」を作り上げてください！

2分冊の使い方

★セパレートBOOKの作りかた★

白い厚紙から、色紙のついた冊子を取り外します。

※色紙と白い厚紙が、のりで接着されています。乱暴に扱いますと、破損する危険性がありますので、丁寧に抜きとるようにしてください。



※抜きとるさいの損傷についてのお取替えはご遠慮願います。

※ 本書巻末には、問題編・解答解説編の2分冊とは別に、年度ごとの「答案用紙」が別冊で付いています。

「答案用紙」は、ダウンロードでもご利用いただけます。Cyber Book Store (TAC出版書籍販売サイト) の「解答用紙ダウンロード」にアクセスしてください。

<https://bookstore.tac-school.co.jp>

シリーズ紹介と活用法

ここでは、TAC出版書籍（みんなが欲しかった!行政書士シリーズ）のご紹介と、その書籍を使った効果的な学習法について説明します。



入門書

1 行政書士 合格へのはじめの一步



- ・「**オリエンテーション編**」で、行政書士という資格と行政書士試験について、さらっと確認してイメージをつかみましょう。
- ・「**入門講義編**」で、各科目の内容をざっと読んで全体像をつかむとともに、法律学習になれましょう。

2 行政書士の教科書



- ・まずは1回、ざっと読んで**全体像**をつかみましょう。わからないところがあっても、どんどん読み飛ばします。
- ・本文をじっくり、力を入れて読み込みましょう。
- ・「**例題**」は必ず解きましょう。できないときは、すぐに本文に戻って知識を確認しましょう。

3 行政書士の問題集



- ・『行政書士の教科書』の1回目を読む段階から、できればSectionごと、少なくともCHAPTERごとに、『行政書士の問題集』の問題を解きましょう。
- ・できなかった問題は、**解説に記載されているリンク**をもとに『行政書士の教科書』に戻って確認しましょう。

リンク

実力養成

4 行政書士の最重要論点150



- ・『行政書士の教科書』の重要な150の論点をピックアップして、見開き2ページ1論点(項目)の構成、図表中心でまとめています。

5 行政書士の判例集



- ・最重要判例を中心に、重要度に応じてメリハリをつけながら、憲法・民法・行政法・商法の数多くの判例を掲載しています。

過去問演習

本書

6 行政書士の5年過去問題集



- ・5年分の本試験問題を、詳細な解説と問題ごとの正答率とともに、新しい順に**年度別に収録**しています。
- ・出来具合に一喜一憂することなく、また解きっぱなしにせず、できなかった問題は、『行政書士の教科書』に戻って復習しましょう。

7 行政書士の肢別問題集



- ・実際の本試験問題を素材にしながら、法令(等)科目の重要論点を、選択肢ごとに分解し、**1問1答形式**で、知識を確認できる1冊です。
- ・選択肢(問題)ごとに、重要度ランク・肢を切るポイントを明示しているので、メリハリをつけた学習が可能です。

記述対策

8 行政書士の40字記述式問題集



- ・過去問題を題材にした**解法マニュアル**と、**過去問題&オリジナル予想問題**が1冊に集約されています。
- ・一通りの学習が終わって、直前期に40字記述式対策を行われる受験生が多いようですが、**実力養成の学習と同時並行**することで、より知識定着を図ることも可能です。

直前対策

9 本試験をあてる TAC直前予想 行政書士



- ・出題傾向を徹底分析した予想問題を**3回分収録**しています。
- ・問題部分は回数ごとに取り外せるようになっているので、**実際の本試験を意識したシミュレーション**を行うことができます。是非とも**時間(180分)**を計りながらチャレンジしてみましょう。

合格!

	(1) 郵送による受験申込み	(2) インターネットによる受験申込み
① 受付期間	例年、7月下旬から8月下旬まで	例年、7月下旬から8月下旬まで
② 申込方法等	受験願書と一緒に配布される封筒により、郵便局の窓口で「簡易書留郵便」で郵送してください。受付締切日までの消印があり、かつ、その日までの受付郵便局の日附印がある「振替払込受付証明書（お客さま用）」が貼られている不備のないものが受け付けられます。受験手数料は、受験願書の受付期間内に、試験案内にとじ込まれている専用の振替払込用紙により必ず郵便局・ゆうちょ銀行の窓口で払い込んでください。	センターのホームページからインターネット出願画面に接続し、画面の項目に従って必要事項を漏れなく入力してください。受験手数料は、申込者本人名義のクレジットカード、又はコンビニエンスストアで払い込みます。 ※「インターネットによる受験申込み」には、顔写真の画像データが必要です。 ※スマートフォン、タブレットではお申込みできません。

受験手数料

7,000円

受験票の交付

受験票は、例年10月中旬に発送されます。受験票には、受験番号及び試験場等が記載されています。

試験結果の発表と通知

試験結果は、例年、本試験翌年の1月下旬に、合格者の受験番号がセンターの掲示板に公示されます。センターのホームページにも合格者の受験番号が掲載されます。なお、公示後、受験者には全員に可否通知書が郵送されます。

合格基準

例年、次の要件をいずれも満たした者が合格とされます。

- (1) 行政書士の業務に関し必要な法令等科目の得点が、満点の50パーセント以上である者
- (2) 行政書士の業務に関連する一般知識等科目の得点が、満点の40パーセント以上である者
- (3) 試験全体の得点が、満点の60パーセント以上である者

(注) 合格基準については、問題の難易度を評価し、補正的措置を加えることがあります。

連絡先（問い合わせ先） 一般財団法人 行政書士試験研究センター

所在地 〒102-0082 東京都千代田区一番町25番地 全国町村議員会館3階

電話番号（試験専用）03-3263-7700

出題テーマ一覧

令和元年度 出題テーマ一覧

【法令等（5肢択一式）】（各4点）

科目	No.	テーマ
基礎法学	1	法律思想史
	2	裁判の審級制度等
憲法	3	統治（議員の地位）
	4	人権（家族・婚姻に関する判例）
	5	人権（選挙権・選挙制度）
	6	人権（教科書検定制度の合憲性）
	7	統治（裁判官の懲戒手続）
行政法	8	一般的な法理論（行政上の義務履行確保手段）
	9	一般的な法理論（内閣法・国家行政組織法）
	10	一般的な法理論（公有水面埋立てに関する判例）
	11	行政手続法（行政指導）
	12	行政手続法（聴聞）
	13	行政手続法（行政手続法一般）
	14	行政不服審査法（裁決および決定）
	15	行政不服審査法（審査請求の手続等）
	16	行政不服審査法（地方公共団体に絡む行政不服審査法）
	17	行政事件訴訟法（執行停止）
	18	行政事件訴訟法（行政庁の訴訟法上の地位）
	19	行政事件訴訟法（抗告訴訟）
	20	損失補償
	21	国家賠償法（2条1項の責任の成否に関する判例）
	22	地方自治法（普通地方公共団体の議会）
	23	地方自治法（公の施設）
24	地方自治法（監査委員）	
25	行政法総合（上水道に関する判例）	
26	行政法総合（国公立学校をめぐる行政法上の問題）	
民法	27	総則（時効の援用）
	28	総則（代理）
	29	物権（動産物権変動）
	30	物権（地役権・地上権等）
	31	物権（質権）
	32	債権（転貸借）
	33	債権（委任・事務管理）
	34	債権（不法行為）
	35	親族（氏）

商 法	36	商行為（商行為の代理）
	37	会社法（株式会社の設立における出資の履行等）
	38	会社法（株主の権利）
	39	会社法（取締役会）
	40	会社法（非公開会社かつ取締役会非設置会社）

【法令等（多肢選択式）】（各8点）

科目	No.	テーマ
憲 法	41	人権（表現の自由－NHK受信料の判例）
	42	行政法総合（不利益処分と裁量権）
行政法	43	行政事件訴訟法（行政事件訴訟の種類）

【法令等（記述式）】（各20点）

科目	No.	テーマ
行政法	44	行政手続法（処分等の求め）
民 法	45	物権（共有物に関する行為の要件）
	46	債権（第三者のためにする契約）

【一般知識等（5肢択一式）】（各4点）

科目	No.	テーマ
政 治 経 済 社 会	47	政治（日中関係）
	48	政治（女性の政治参加）
	49	政治（国の行政改革）
	50	社会（日本の雇用・労働）
	51	経済（経済用語）
	52	社会（元号の制定）
	53	社会（日本の廃棄物処理）
情報通信 個人情報 保護	54	情報通信（情報通信用語）
	55	情報通信（通信の秘密）
	56	情報通信（アナログ方式）
	57	個人情報保護（個人情報保護委員会）
文章理解	58	文章理解（脱文挿入）
	59	文章理解（空欄補充）
	60	文章理解（空欄補充）

平成30年度 出題テーマ一覧

【法令等（5肢択一式）】（各4点）

科目	No.	テーマ
基礎法学	1	法制史
	2	「法」に関する用語
憲法	3	総論（私人間適用－百里基地訴訟）
	4	人権（学問の自由）
	5	人権（生存権）
	6	統治（選挙制度）
	7	統治（天皇の国事行為）
行政法	8	一般的な法理論（行政代執行法）
	9	一般的な法理論（私法法規の適用）
	10	一般的な法理論（無効と取消し）
	11	行政手続法（申請に対する処分と不利益処分の比較）
	12	行政手続法（行政指導）
	13	行政手続法（意見公募手続）
	14	行政不服審査法（不作為についての審査請求）
	15	行政不服審査法（審査請求一般）
	16	行政不服審査法（行政不服審査法の条文）
	17	行政事件訴訟法（取消判決の効力）
	18	行政事件訴訟法（民衆訴訟・機関訴訟）
	19	行政事件訴訟法（差止め訴訟）
	20	国家賠償法（1条）
	21	損失補償（道路用地の取用にかかる損失補償）
	22	地方自治法（特別区）
	23	地方自治法（条例と規則）
24	地方自治法（都道府県の事務）	
25	一般的な法理論（道路等についての判決）	
26	行政事件訴訟法・地方自治法（条例廃止阻止の方法）	
民法	27	総則（公序良俗および強行法規等）
	28	総則（条件・期限）
	29	物権（物権的請求権）
	30	物権（抵当権の効力）
	31	債権（弁済）
	32	債権（使用貸借・賃貸借の比較）
	33	債権（不法行為）
	34	親族（離婚）
	35	親族（後見制度）

商 法	36	商法総則・商行為（商人および商行為）
	37	会社法（設立－発起人の責任等）
	38	会社法（譲渡制限株式）
	39	会社法（社外取締役）
	40	会社法（剰余金の配当）

【法令等（多肢選択式）】（各8点）

科目	No.	テーマ
憲 法	41	人権（表現の自由－掘越事件）
	42	行政事件訴訟法（原処分主義）
行政法	43	一般的な法理論・地方自治法（行政計画－施策の変更）

【法令等（記述式）】（各20点）

科目	No.	テーマ
行政法	44	行政事件訴訟法（訴訟の選択）
	45	総則（成年被後見人の相手方の催告権）
民 法	46	債権（贈与契約の解除）

【一般知識等（5肢択一式）】（各4点）

科目	No.	テーマ
政 治 経 済 社 会	47	社会（外国人技能実習制度）
	48	政治（専門資格に関する事務をつかさどる省庁）
	49	経済（消費生活協同組合）
	50	経済（日本の貿易および対外直接投資）
	51	社会（墓地および死体の取扱い等）
	52	社会（地方自治体の住民等）
	53	社会（風適法による許可または届出の対象）
情報通信 個人情報 保護	54	個人情報保護（防犯カメラ）
	55	個人情報保護（欧州データ保護規制）
	56	個人情報保護（個人情報保護法一般）
	57	個人情報保護（個人情報保護法－個人識別符号）
文章理解	58	文章理解（脱文挿入）
	59	文章理解（並べ替え）
	60	文章理解（空欄補充）

平成29年度 出題テーマ一覧

【法令等（5肢択一式）】（各4点）

科目	No.	テーマ
基礎法学	1	犯罪論序説
	2	法思想等
憲法	3	人権（人権の享有主体性）
	4	人権（財産権）
	5	統治（内閣）
	6	統治（予算の法的性質）
	7	総論（憲法のご概念）
行政法	8	一般的な法理論（行政行為の取消しと撤回）
	9	一般的な法理論（行政行為の効力）
	10	一般的な法理論（執行罰）
	11	行政手続法（目的）
	12	行政手続法（処分理由の提示）
	13	行政手続法（聴聞）
	14	行政不服審査法（審査請求の対象）
	15	行政不服審査法（審査請求人）
	16	行政不服審査法（執行停止）
	17	行政事件訴訟法（申請拒否処分の取消訴訟）
	18	行政事件訴訟法（裁決の取消しの訴え）
	19	行政事件訴訟法（仮の差止め）
	20	国家賠償法（1条）
	21	国家賠償法（4条）
	22	地方自治法（公の施設）
	23	地方自治法（議会）
24	地方自治法（住民監査請求と住民訴訟）	
25	一般的な法理論（行政裁量）	
26	行政不服審査法・行政事件訴訟法（教示）	
民法	27	総則・債権（自然人と団体）
	28	総則（錯誤等）
	29	物権（物権の成立）
	30	総則・物権（不動産の時効取得）
	31	物権（物権的請求権等）
	32	債権（連帯債務）
	33	物権・債権（賃貸借に関する法律関係）
	34	債権（不法行為）
	35	相続（遺言）

商 法	36	商法総則・商行為（商人および商行為）
	37	会社法（会社の設立）
	38	会社法（発行済株式の総数の増減）
	39	会社法（取締役の報酬等）
	40	会社法（総合）

【法令等（多肢選択式）】（各8点）

科目	No.	テーマ
憲 法	41	人権（表現の自由－北方ジャーナル事件・補足意見）
行政法	42	一般的な法理論（行政立法）
	43	一般的な法理論（行政行為の効力）

【法令等（記述式）】（各20点）

科目	No.	テーマ
行政法	44	一般的な法理論（行政上の強制執行）
民 法	45	債権（債権譲渡と第三者）
	46	債権（不法行為による損害賠償請求権）

【一般知識等（5肢択一式）】（各4点）

科目	No.	テーマ
政 治 経 済 社 会	47	政治（各国の政治指導者）
	48	政治（日本の公的年金制度）
	49	経済（最近の日本の農業政策）
	50	経済（ビットコイン）
	51	社会（度量衡）
	52	社会（消費者問題・消費者保護）
	53	社会（山崎豊子の著作）
情報通信 個人情報 保護	54	情報通信（クラウド）
	55	情報通信（著作権）
	56	情報通信（情報技術）
	57	個人情報保護（情報公開法制と個人情報保護法制）
文章理解	58	文章理解（脱文挿入）
	59	文章理解（空欄補充）
	60	文章理解（並べ替え）

平成28年度 出題テーマ一覧

【法令等（5肢択一式）】（各4点）

科目	No.	テーマ
基礎法学	1	裁判員制度
	2	法律の形式
憲法	3	統治（最高裁判所裁判官の国民審査）
	4	人権（住基ネットの合憲性）
	5	統治（立法）
	6	人権（信教の自由・政教分離）
	7	人権（法の下の平等）
行政法	8	一般的な法理論（撤回）
	9	一般的な法理論（行政裁量）
	10	一般的な法理論（行政処分に対する訴訟）
	11	行政手続法（処分・行政指導）
	12	行政手続法（法的義務と努力義務）
	13	行政手続法（申請に対する処分・届出）
	14	行政不服審査法（再調査の請求）
	15	行政不服審査法（審理員）
	16	行政不服審査法（審査請求に対する裁決）
	17	行政事件訴訟法（法律上の利益）
	18	行政事件訴訟法（訴訟の選択）
	19	行政事件訴訟法（処分性）
	20	国家賠償法（賠償責任）
	21	損失補償
	22	地方自治法（普通地方公共団体の条例）
	23	地方自治法（地方公共団体の事務）
24	地方自治法（地方財務）	
25	行政法総合（上下水道の利用関係）	
26	行政法総合（朝日訴訟）	
民法	27	総則（消滅時効）
	28	総則（無権代理と相続）
	29	物権（共有）
	30	物権（不動産先取特権）
	31	物権（根抵当権）
	32	債権（債権者代位権・詐害行為取消権）
	33	債権（債務不履行責任）
	34	債権（不法行為に基づく損害賠償）
	35	親族（養子）

商 法	36	商法総則（商法の適用）
	37	会社法（設立における出資の履行等）
	38	会社法（公開会社の発行する株式）
	39	会社法（監査等委員会設置会社・指名委員会等設置会社）
	40	会社法（合名会社・合資会社）

【法令等（多肢選択式）】（各8点）

科目	No.	テーマ
憲 法	41	人権（表現の自由－検閲の意義・税関検査事件）
行政法	42	一般的な法理論（適正手続－成田新法事件）
	43	行政事件訴訟法（無効等確認訴訟の立証責任）

【法令等（記述式）】（各20点）

科目	No.	テーマ
行政法	44	一般的な法理論（秩序罰）
民 法	45	債権（売主の担保責任） ※民法改正により削除
	46	親族（財産分与の目的・機能）

【一般知識等（5肢択一式）】（各4点）

科目	No.	テーマ
政 治 経 済 社 会	47	政治（日本と核兵器の関係）
	48	政治（改正公職選挙法）
	49	政治（日本の中央政府の庁）
	50	経済（TPP協定）
	51	経済（日本の戦後復興期の経済）
	52	社会（日本社会の多様化）
	53	社会（終戦後に日本で発生した自然災害）
情報通信 個人情報 保護	54	情報通信（人工知能）
	55	情報通信（IoTの定義）
	56	情報通信（情報通信用語）
	57	情報通信（公文書管理法）
文章理解	58	文章理解（並べ替え）
	59	文章理解（脱文挿入）
	60	文章理解（並べ替え）

平成27年度 出題テーマ一覧

【法令等（5肢択一式）】（各4点）

科目	No.	テーマ
基礎法学	1	戦後の法変動
	2	裁判の形式上の区別
憲法	3	人権（外国人の人権）
	4	人権（生存権の基本権の性質）
	5	総論（私人間効力－百里基地訴訟）
	6	統治（司法権の限界）
	7	統治（財政）
行政法	8	一般的な法理論（行政上の義務履行確保）
	9	一般的な法理論（私法法規の適用）
	10	一般的な法理論（行政立法）
	11	行政手続法（意見公募手続）
	12	行政手続法（定義）
	13	行政手続法（申請に対する処分）
	14	行政不服審査法（裁決）
	15	行政不服審査法（審査請求）
	16	行政事件訴訟法（事情判決）
	17	行政事件訴訟法（執行停止）
	18	行政事件訴訟法（条文一般）
	19	国家賠償法（1条）
	20	国家賠償法（1条・2条）
	21	地方自治法（住民訴訟）
	22	地方自治法（特別区）
	23	地方自治法（条例・規則）
24	行政組織法（国の行政組織）	
25	行政法総合（行政に関連する法令の規定）	
26	行政組織法（国家公務員に対する制裁措置）	
民法	27	総則（制限行為能力者）
	28	総則（心裡留保・虚偽表示）
	29	物権（相隣関係）
	30	物権（留置権）
	31	債権（代物弁済）
	32	債権（弁済の提供）
	33	債権（贈与）
	34	債権（不法行為）
	35	親族（婚約・婚姻・離婚）

商 法	36	商行為（運送営業および場屋営業）
	37	会社法（設立）
	38	会社法（単元株式）
	39	会社法（監査役）
	40	会社法（登記事項）

【法令等（多肢選択式）】（各8点）

科目	No.	テーマ
憲 法	41	人権（表現の自由－市立図書館蔵書破棄事件）
行政法	42	行政手続法（行政手続法－平成26年改正）
	43	一般的な法理論（品川マンション事件）

【法令等（記述式）】（各20点）

科目	No.	テーマ
行政法	44	行政事件訴訟法（原処分主義）
民 法	45	物権（占有権）
	46	親族（実子）

【一般知識等（5肢択一式）】（各4点）

科目	No.	テーマ
政 治 経 済 社 会	47	政治（国際連合と国際連盟）
	48	政治（選挙）
	49	経済（貧困・生活困窮）
	50	経済（日本経済）
	51	社会（空き家）
	52	社会（日本の島）
	53	社会（高齢者）
情報通信 個人情報 保護	54	情報通信（情報公開法・公文書管理法）
	55	情報通信（情報セキュリティ用語）
	56	個人情報保護（行政機関個人情報保護法）
	57	情報通信（位置情報）
文章理解	58	文章理解（脱文挿入）
	59	文章理解（並べ替え）
	60	文章理解（空欄補充）

試験結果の推移

直近10年間の行政書士試験の申込者数・受験者数・合格者数・合格率の推移を掲載します。

平均的には10%前後ですが、低い年度もありますので、しっかりと学習しなければいけない難易度（合格率）といえます。

年度	申込者数	受験者数	合格者数	合格率
平成22年度	88,651	70,586	4,662	6.60%
平成23年度	83,543	66,297	5,337	8.05%
平成24年度	75,817	59,948	5,508	9.19%
平成25年度	70,896	55,436	5,597	10.10%
平成26年度	62,172	48,869	4,043	8.27%
平成27年度	56,965	44,366	5,820	13.12%
平成28年度	53,456	41,053	4,084	9.95%
平成29年度	52,214	40,449	6,360	15.7%
平成30年度	50,926	39,105	4,968	12.7%
令和元年度	52,386	39,821	4,571	11.5%

※

※平成26年度は、法令科目の合格基準点を下げるとの補正的措置がとられました。

CONTENTS

はじめに／iii 本書の特長と使い方／iv
セパレートBOOK形式／vi シリーズ紹介と活用法／viii
行政書士試験の概要／x 出題テーマ一覧／xii
試験結果の推移／xxii

令和元年度

問題	問題編	1
解答解説	解答解説編	333

平成30年度

問題	問題編	69
解答解説	解答解説編	401

平成29年度

問題	問題編	135
解答解説	解答解説編	471

平成28年度

問題	問題編	199
解答解説	解答解説編	535

平成27年度

問題	問題編	267
解答解説	解答解説編	605

令和元年度

問題

令和元年度の問題1（2ページ）は、
学術作品に対する著作権上の問題から、
掲載を省略しております。

問題 2 裁判の審級制度等に関する次のア～オの記述のうち、妥当なもの
の組合せはどれか。

ア 民事訴訟および刑事訴訟のいずれにおいても、簡易裁判所が第1
審の裁判所である場合は、控訴審の裁判権は地方裁判所が有し、上
告審の裁判権は高等裁判所が有する。

イ 民事訴訟における控訴審の裁判は、第1審の裁判の記録に基づい
て、その判断の当否を事後的に審査するもの(事後審)とされている。

ウ 刑事訴訟における控訴審の裁判は、第1審の裁判の審理とは無関
係に、新たに審理をやり直すもの(覆審)とされている。

エ 上告審の裁判は、原則として法律問題を審理するもの(法律審)と
されるが、刑事訴訟において原審の裁判に重大な事実誤認等がある
場合には、事実問題について審理することがある。

オ 上級審の裁判所の裁判における判断は、その事件について、下級
審の裁判所を拘束する。

- 1 ア・イ
- 2 ア・オ
- 3 イ・ウ
- 4 ウ・エ
- 5 エ・オ

憲法

問題3 議員の地位に関する次の記述のうち、法令および最高裁判所の判例に照らし、妥当なものはどれか。

- 1 衆参両議院の比例代表選出議員に欠員が出た場合、当選順位に従い繰上補充が行われるが、名簿登載者のうち、除名、離党その他の事由により名簿届出政党等に所属する者でなくなった旨の届出がなされているものは、繰上補充の対象とならない。
- 2 両議院の議員は、国会の会期中逮捕されないとの不逮捕特権が認められ、憲法が定めるところにより、院外における現行犯の場合でも逮捕されない。
- 3 両議院には憲法上自律権が認められており、所属議員への懲罰については司法審査が及ばないが、除名処分については、一般市民法秩序と関連するため、裁判所は審査を行うことができる。
- 4 地方議会の自律権は、議院の自律権とは異なり法律上認められたものにすぎないので、裁判所は、除名に限らず、地方議会による議員への懲罰について広く審査を行うことができる。
- 5 地方議会の議員は、住民から直接選挙されるので、国会議員と同様に免責特権が認められ、議会で行った演説、討論または表決について議会外で責任を問われない。

問題 4 家族・婚姻に関する次の記述のうち、最高裁判所の判例に照らし、妥当なものはどれか。

- 1 嫡出でない子の法定相続分を嫡出子の2分の1とする民法の規定は、当該規定が補充的に機能する規定であることから本来は立法裁量が広く認められる事柄であるが、法律婚の保護という立法目的に照らすと著しく不合理であり、憲法に違反する。
- 2 国籍法が血統主義を採用することには合理性があるが、日本国民との法律上の親子関係の存否に加え、日本との密接な結びつきの指標として一定の要件を設け、これを満たす場合に限り出生後の国籍取得を認めるとする立法目的には、合理的な根拠がないため不合理な差別に当たる。
- 3 出生届に嫡出子または嫡出でない子の別を記載すべきものとする戸籍法の規定は、嫡出でない子について嫡出子との関係で不合理な差別的取扱いを定めたものであり、憲法に違反する。
- 4 厳密に父性の推定が重複することを回避するための期間(100日)を超えて女性の再婚を禁止する民法の規定は、婚姻および家族に関する事項について国会に認められる合理的な立法裁量の範囲を超え、憲法に違反するに至った。
- 5 夫婦となろうとする者の間の個々の協議の結果として夫の氏を選択する夫婦が圧倒的多数を占める状況は実質的に法の下での平等に違反する状態とされているが、婚姻前の氏の通称使用が広く定着していることからすると、直ちに違憲とまではいえない。

令和元年度の問題20（21ページ）は、
学術作品に対する著作権上の問題から、
掲載を省略しております。

令和元年度の問題58～問題60（64ページ～68ページ）は、

文芸作品に対する著作権上の問題から、

掲載を省略しております。

平成30年度の問題1（70ページ～71ページ）は、
学術作品に対する著作権上の問題から、
掲載を省略しております。

平成30年度の問題58～問題60（130ページ～134ページ）は、

文芸作品に対する著作権上の問題から、

掲載を省略しております。

平成29年度の問題6（140ページ）は、
学術作品に対する著作権上の問題から、
掲載を省略しております。

平成29年度の問題58～問題60（192ページ～197ページ）は、

文芸作品に対する著作権上の問題から、

掲載を省略しております。

平成28年度の問題58～問題60（260ページ～265ページ）は、

文芸作品に対する著作権上の問題から、

掲載を省略しております。

平成27年度の問題4（271ページ）は、
学術作品に対する著作権上の問題から、
掲載を省略しております。

平成27年度の問題58～問題60（326ページ～331ページ）は、

文芸作品に対する著作権上の問題から、

掲載を省略しております。

令和元年度

解答解説

令和元年度 解答一覧

【法令等（5肢択一式）】（各4点）

科目	No.	テーマ	正解	正答率
基礎法学	1	法律思想史	1	55%
	2	裁判の審級制度等	5	66%
憲法	3	統治（議員の地位）	1	63%
	4	人権（家族・婚姻に関する判例）	4	67%
	5	人権（選挙権・選挙制度）	1	52%
	6	人権（教科書検定制度の合憲性）	2	75%
	7	統治（裁判官の懲戒手続）	3	54%
行政法	8	一般的な法理論（行政上の義務履行確保手段）	4	62%
	9	一般的な法理論（内閣法・国家行政組織法）	3	24%
	10	一般的な法理論（公有水面埋立てに関する判例）	5	65%
	11	行政手続法（行政指導）	4	49%
	12	行政手続法（聴聞）	5	65%
	13	行政手続法（行政手続法一般）	2	73%
	14	行政不服審査法（裁決および決定）	4	65%
	15	行政不服審査法（審査請求の手続等）	4	68%
	16	行政不服審査法（地方公共団体に絡む行政不服審査法）	5	38%
	17	行政事件訴訟法（執行停止）	5	76%
	18	行政事件訴訟法（行政庁の訴訟法上の地位）	3	70%
	19	行政事件訴訟法（抗告訴訟）	1	74%
	20	損失補償	1	26%
	21	国家賠償法（2条1項の責任の成否に関する判例）	5	87%
民法	22	地方自治法（普通地方公共団体の議会）	3	36%
	23	地方自治法（公の施設）	3	83%
	24	地方自治法（監査委員）	1	57%
	25	行政法総合（上水道に関する判例）	1	84%
	26	行政法総合（国公立学校をめぐる行政法上の問題）	5	30%
	27	総則（時効の援用）	5	69%
	28	総則（代理）	なし	100%
	29	物権（動産物権変動）	2	57%
	30	物権（地役権・地上権等）	4	59%
	31	物権（質権）	4	29%
商法	32	債権（転貸借）	2	42%
	33	債権（委任・事務管理）	5	31%
	34	債権（不法行為）	4	14%
	35	親族（氏）	2	60%
	36	商行為（商行為の代理）	5	14%
	37	会社法（株式会社の設立における出資の履行等）	5	43%
	38	会社法（株主の権利）	5	28%
	39	会社法（取締役会）	1	32%
40	会社法（非公開会社かつ取締役会非設置会社）	3	68%	

【法令等（多肢選択式）】（各8点）

科目	No.	テーマ・正解	正答率	
憲法	41	人権（表現の自由－NHK受信料の判例）	ア 44%	イ 61%
		ア－9 イ－10 ウ－11 エ－20	ウ 15%	エ 85%
行政法	42	行政法総合（不利益処分と裁量権）	ア 81%	イ 92%
		ア－6 イ－12 ウ－1 エ－19	ウ 84%	エ 89%
	43	行政事件訴訟法（行政事件訴訟の類型）	ア 93%	イ 40%
		ア－14 イ－4 ウ－12 エ－18	ウ 88%	エ 93%

【法令等（記述式）】（各20点）

科目	No.	テーマ・解答例
行政法	44	行政手続法（処分等の求め）
		何人も命令を求めることができ、Yは必要な調査を行い必要と認めるときは命令をすべきである。（44字）
民法	45	物権（共有物に関しての行為の要件）
		建替えには、共有者全員の合意が必要で、修繕等には各共有者の持分の価格の過半数での決定が必要である。（43字）
46	債権（第三者のためにする契約）	
		第三者のためにする契約といい、CがBに契約の利益を享受する意思を表示することが必要。（42字）

【一般知識等（5肢択一式）】（各4点）

科目	No.	テーマ	正解	正答率
政治 経済 社会	47	政治（日中関係）	3	32%
	48	政治（女性の政治参加）	2	83%
	49	政治（国の行政改革）	3	52%
	50	社会（日本の雇用・労働）	4	38%
	51	経済（経済用語）	2	66%
	52	社会（元号の制定）	3	82%
	53	社会（日本の廃棄物処理）	4	53%
情報通信 個人情報 保護	54	情報通信（情報通信用語）	5	93%
	55	情報通信（通信の秘密）	2	74%
	56	情報通信（アナログ方式）	1	86%
	57	個人情報保護（個人情報保護委員会）	1	85%
文章理解	58	文章理解（脱文挿入）	2	78%
	59	文章理解（空欄補充）	3	81%
	60	文章理解（空欄補充）	2	89%

法令等（5肢択一式） （No.1～40）	法令等（多肢選択式） （No.41～43）	法令等（記述式） （No.44～46）
／160点	／24点	／60点

一般知識等（5肢択一式） （No.47～60）
／56点

法令等（5肢択一式＋多肢選択式＋記述式）基準点……122点
 一般知識等基準点……24点
 合格点……180点

合計
／300点

令和元年度の問題1の解答解説（336ページ）は、
学術作品に対する著作権上の問題から、
掲載を省略しております。

問題2 裁判の審級制度等

正解 5

正答率 66%

出題ポイント

アが誤りであること、エの記述が正しいことを捉えましょう。エについては、内容的に難しいとしても「～ことがある」との記述から正しいのではないかと推測することができます。この時点で、選択肢4か5に絞り込むことができ、このようにして選択肢を絞っていくのが本問のポイントとなります。

ア × 覚

民事訴訟の場合、第1審が簡易裁判所の場合は、控訴審は地方裁判所、上告審が高等裁判所の管轄となりますが、刑事訴訟の場合、第1審が簡易裁判所であっても、控訴審は高等裁判所、上告審は最高裁判所の管轄となります(裁判所法16条1号、24条3号)。

イ ×

事後審は、裁判で原判決の当否を上級審において審査することをいい、上告審や刑事訴訟における控訴審は事後審とされます。これに対して、民事訴訟における控訴審は、下級審の審理を基礎に、上級審でも訴訟資料の提出を認めて審理を続行するという続審制を採用していると解されており、事後審とはされていません。

ウ ×

覆審は、上級審で下級審とは無関係に新たに審理をやりなおすことをいいますが、刑事訴訟における控訴審は事後審であり(事後審については肢イの解説参照)、覆審ではありません。

エ ○ 覚

上告審の裁判は、原則として法律問題を審理する法律審ですが、刑事訴訟において原審の裁判に重大な事実誤認等がある場合には事実問題について審理することもあります(刑事訴訟法411条柱書、同条3号参照)。

オ ○

上級審の裁判所の裁判における判断は、その事件について、下級審の裁判所を拘束します(裁判所法4条)。

以上より、妥当なものはエ・オであり、肢5が正解となります。

出題ポイント

選択肢2、4、5あたりは何とか知識で誤りであることを導き出して、あとは選択肢3にひっかからないようにするのが本問のポイントとなります。なお選択肢5については、知識で対応が難しいのであれば、「～なので」と理由を示す文言があることから、誤りとしておくともよいでしょう。

1 ○

衆議院比例代表選出議員または参議院比例代表選出議員に欠員が出た場合、当選順位に従い**繰上補充**が行われますが、衆議院名簿登載者または参議院名簿登載者で、当選人とならなかったものにつき除名、離党その他の事由により当該衆議院名簿届出政党等または参議院名簿届出政党等に所属する者でなくなった旨の届出がなされているときは、これを当選人と定めることができません(公職選挙法97条の2、98条3項前段)。

2 × 覚

両議院の議員は、「法律の定める場合」を除いては、国会の会期中逮捕されません(憲法50条)。「法律の定める場合」の例外事由として、国会法33条では、①**院外における現行犯**の場合と②**その院の許諾**がある場合である旨が定められています。

3 × 覚

両議院は、院内の秩序をみだした議員を懲罰することができますが、議員を**除名**するには、**出席議員の3分の2以上**の多数による議決が必要です(憲法58条2項)。「懲罰」の種類として、①公開議場における**戒告**、②公開議場における**陳謝**、③一定期間の**登院停止**、④**除名**があります(国会法122条)。国会議員に対する懲罰が裁判所において争われた裁判例は、地方議会の議員の場合と異なり(肢4解説参照)ありませんが、学説上では、懲罰を受けた国会議員は、裁判所に出訴して議決の取消しを求めることはできないと解されています。

4 × 覚

地方議会の議員の懲罰については、除名処分の場合と異なり、出席停止については、議会の内部規律の範囲内の問題として司法審査の対象とならないとしています(最大判昭35.10.19)。

5 × 覚

両議院の議員は、議院で行った演説、討論または表決について、**院外**で責任を問われません(憲法51条)。判例(最大判昭42.5.24)は、「憲法上、国権の最高機関たる国

会について、広範な議院自律権を認め、ことに、議員の発言について、憲法51条に、いわゆる免責特権を与えているからといって、その理をそのまま直ちに地方議会にあてはめ、地方議会についても、国会と同様の議会自治・議会自律の原則を認め、さらに、地方議会議員の発言についても、いわゆる免責特権を憲法上保障しているものと解すべき根拠はない」として、地方議会の議員についての免責特権を認めていません。

問題 4

人権(家族・婚姻に関する判例)

覚

正解 4

正答率 67%

出題ポイント

判例の結論のみで正誤を判断するのではなく、理由付けの部分まできちんと判断することが本問のポイントとなります。

1 ×

判例(最大決平25.9.4)に照らし、本肢は、憲法違反とする結論は妥当ですが、その理由として、「法律婚の保護という立法目的に照らすと著しく不合理である」とする点が妥当ではありません。判例は、嫡出でない子の法定相続分を嫡出子のその2分の1とする本件規定は、嫡出でない子の権利が不当に侵害されているか否かという観点から判断されるべき法的問題であるとした上で、法律婚という制度自体は我が国に定着しているとしても、父母が婚姻関係になかったという、子にとっては自ら選択ないし修正する余地のない事柄を理由としてその子に不利益を及ぼすことは許されず、子を個人として尊重し、その権利を保障すべきであるという考えが確立されてきていることを理由に、遅くとも平成13年7月当時において憲法14条1項に違反していたとしています。

2 ×

判例(最大判平20.6.4)に照らし、憲法違反とする結論は妥当ですが、その理由として、「立法目的には、合理的な根拠がない」とする点が妥当ではありません。判例は、「国籍法3条1項は、同法の基本的な原則である血統主義を基調としつつ、日本国民との法律上の親子関係の存在に加え我が国との密接な結び付きの指標となる一定の要件を設けて、これらを満たす場合に限り出生後における日本国籍の取得を認めることとした」とした上で、その立法目的自体には、合理的な根拠があるとしています。なお、結論は、「非嫡出子についてのみ、**父母の婚姻**という、子にはどうすることもできない父母の身分行為が行われない限り、生来的にも届出によっても日本国籍の取得を認めないとしている点は…我が国との密接な結び付きを有する

者に限り日本国籍を付与するという立法目的との合理的関連性の認められる範囲を著しく超える手段を採用している」として、憲法14条1項に違反するとしています。

3 ×

判例(最判平25.9.26)は、出生の届出に係る届書に嫡出子又は嫡出でない子の別を記載すべきものと定める戸籍法の規定は、憲法14条1項に違反しないとしています。したがって、本肢の結論は妥当ではありません。

4 ○

判例(最大判平27.12.16)は、女性についてのみ再婚禁止期間を設けている本件規定の立法目的は、父性の推定の重複を回避し父子関係をめぐる紛争の発生を未然に防ぐことにあるとした上で、**100日を超えて再婚禁止期間を設ける部分**は憲法14条1項、24条2項に違反するとしています。

5 ×

判例(最大判平27.12.16)に照らし、「夫の氏を選択する夫婦が圧倒的多数を占める状況は実質的に法の下での平等に違反する」とする点が妥当ではありません。判例は、「夫婦となろうとする者の間の個々の協議の結果として夫の氏を選択する夫婦が圧倒的多数を占めることが認められるとしても、それが、本件規定の在り方自体から生じた結果であるということとはできない」として、夫婦同氏の原則を定める民法750条は違憲ではないとしています。

問題5 人権(選挙権・選挙制度)

正解

1

正答率 52%

出題ポイント

判例の結論だけを覚えるのではなく、判旨については理解を深めているかが本問のポイントとなります。なお、妥当でないものはどれかが問われていますが、選択肢1には「～であるから」と理由を示す文言があることから、誤りであろうと推測することができます。

1 ×

判例(最大判平17.9.14)は、「国民の選挙権又はその行使を制限することは原則として許されず、国民の選挙権又はその行使を制限するためには、そのような制限をすることがやむを得ないと認められる事由がなければならないというべきである。そして、そのような制限をすることなしには選挙の公正を確保しつつ選挙権の行使を認めることが事実上不能ない著しく困難であると認められる場合でない限り、上記のやむを得ない事由があるとはいえず、このような事由なしに国民の選挙権の行

使を制限することは、憲法15条1項及び3項、43条1項並びに44条ただし書に違反するといわざるを得ない」としています。したがって、選挙権行使の制約をめぐっては国会の広い裁量が認められるとする本肢は妥当ではありません。

2 ○

判例(最大判昭43.12.4)は、「**立候補の自由**は、選挙権の自由な行使と表裏の関係にあり、自由かつ公正な選挙を維持するうえで、きわめて重要である」とした上で、「憲法15条1項の趣旨に照らし、基本的人権の一つとして、憲法の保障する重要な権利であるから、これに対する制約は、特に慎重でなければならぬ」としています。

3 ○

判例(最大判平11.11.10)は、「候補者と並んで候補者届出政党にも選挙運動を認めることが認められる以上、候補者届出政党に所属する候補者とこれに所属しない候補者との間に選挙運動の上で差異を生ずることは避け難いところであるから、その差異が一般的に合理性を有するとは到底考えられない程度に達している場合に、初めてそのような差異を設けることが国会の裁量の範囲を逸脱する」としています。

4 ○

判例(最大判平11.11.10)は、「小選挙区制の下においては死票を多く生む可能性があることは否定し難いが、死票はいかなる制度でも生ずるものであり、…各選挙区における最高得票者をもって当選人とすることが選挙人の総意を示したものではないとはいえないから、この点をもって憲法の要請に反するということはできない。このように、小選挙区制は、選挙を通じて国民の総意を議席に反映させる一つの合理的方法ということができ」としています。

5 ○

判例(最大判平11.11.10)は、「政党等にあらかじめ候補者の氏名及び当選人となるべき順位を定めた名簿を届け出させた上、選挙人が政党等を選択して投票し、各政党等の得票数の多寡に応じて当該名簿の順位に従って当選人を決定する方式は、投票の結果すなわち選挙人の総意により当選人が決定される点において、選挙人が候補者個人を直接選択して投票する方式と異なるところはない。…比例代表選挙が直接選挙に当たらないということとはでき」としています。

みんなが欲しかった！行政書士シリーズ
2020年度版 みんなが欲しかった！行政書士の5年過去問題集

発行日 2020年2月24日

初版発行

編著者 TAC株式会社（行政書士講座）

発行者 多田敏男

発行所 TAC株式会社 出版事業部（TAC出版）

〒101-8383 東京都千代田区神田三崎町3-2-18

電話（営業） 03-5276-9492

FAX 03-5276-9674

<https://bookstore.tac-school.co.jp/>

© TAC 2020

管理コード 08477P-00

〈ご注意〉

本書は、「著作権法」によって、著作権等の権利が保護されている著作物です。本書の全部または一部につき、無断で複製（コピー）、転載、改ざん、公衆送信（ホームページなどに掲載すること（送信可能化）を含む）されると、著作権等の権利侵害となります。上記のような使い方をされる場合、および本書を使用して講義・セミナー等を実施する場合には、小社宛許諾を求めてください。